

2019年5月10日

福本 まり子

議会での発言内容について

はじめに

今年3月定例議会で議案の賛否に係る私の討論に対し、下伊勢西大区役員会で異議を唱える声があがりました。本会議当日、議場で傍聴していた地域の方（全員ではなく）は、私の発言の途中でありながらも憤慨し退席されました。

本日の会は、それを受けての報告会だと認識しております。

議会議決事項（5月1日発行 第60号 ことうら議会だより参照）

議員提案として3月22日に「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱の廃止を求める決議」が5名の議員により提出。賛成11名、反対3名で可決されました。

私は、賛成11名の中の一人です。

賛成に至った経緯

議会の中では、部落問題、同和対策事業、そして固定資産税の減免制度等々の議論が重ねられてきており、昨年は「固定資産税の減免廃止」の提案に対し、私は反対討論を行いました。それは「部落差別解消法が施行（2016年）され、項目の中に調査を!とあるのに、町は未だに何らの対策がない。まずは調査をしてから…」と、正直、減免に値する明確な理由付けも見いだせないままの発言となりました。

それが今年になってなぜ賛成に回ったのかということ・・・

① 法が切れた後の対策を行う要綱になっていない

町は、議会からの指摘をうけて、「減免措置要綱」の改正を今年3月1日付けで行いましたが、指摘のあった目的をきちんと明記できないがために旧法を用いて曖昧とし、結果何ら変わっておらず、むしろ後退した表記であり、そうでしか答えを見いだせなかった行政の苦悩を感じました。

② 実態の把握は？認識のなさは差別を助長する

議論のなかで発せられた町長の言葉は、「部落の土地は売れない、地価の価格差があるから減免を続けている。差がなければやめる。」と！

現状把握をきちんと行ったわけでもなく、何処と比較して安いと言っているのか、町長の考えは、部落差別があるから安いんだ、部落は差別のために、未だに低位な状況だというような偏見・決めつけ、このようなことを平気で言うこと自体、その認識の甘さが、かえって差別を助長する要因にもなっています。なぜなら、下伊勢は、立地の条件や環境も良く、素晴らしい誇りあるところだからです。

③土地や家屋は動いている

2000年代前半は、バブル崩壊で企業倒産が相次ぎ、就職難の時代でした。ご多分にもれず、我が家も夫の事業の失敗で競売にかけられた経緯があります。

このころに、県内でも競売物件を中心に、買い求めてリフォームをし販売する業者が現れ、あちこちで中古物件売り出しのピンクの旗が目につきました。これは部落に限ったことではありません。

このピンクの旗の近くを通るたびに思うことは、借金や住宅ローンが払えなくなって、やむなく手放した家だろうと推測がつき、我が事のように心が痛みました。

競売で家や土地を失った人の悲痛な思い、人手に渡った時のくやしきは、言葉では言い表せないものがあると思います。

でも、下伊勢の物件を買って住む人もいるということを知ってほしいのです。かつては、他地区の人がこの下伊勢の土地を買って住むなんて想定したでしょうか。この下伊勢に新たに土地を求めて家を建てた人もいます。役場や小中学校、浦安駅、ショッピングセンター等々に近く、さらに高規格道路が通ったこともあり、下伊勢は、さまざまな条件がけっして低位な地域ではありません。

④地区内の現状とは？

部落差別の現状をとらえると、旧東伯と旧赤碓とでは被差別の現状やその意識は異なります。また、鳥取県内の状況や都市部の状況などをみても、一概に同じ状況ではないわけですが、部落を取り巻く環境はいつまでも同じ状態でとどまっていません。それぞれ確実に変わってきています。

身近なところを見てください。現状は、地区外の人との婚姻で、また町営住宅の入居で、不動産購入で、いわゆる地区外の人たちがたくさん下伊勢で暮らしています。

混在地域になっており、分けることが困難です。というか、分けることの意義がありません。住環境にしても、元々が立地条件も良く、偏見の対象となる劣悪な環境でもなかったことで、事業は軽微な環境改善に終わっています。

よく、差別の現実に学ぶと言いますが、現状はいつまでも被差別の中にあるわけではないのです。

近年、全国的には不動産を求めることよりも、空き家が多くなり、国も市町村も対策に苦慮していますが、それは下伊勢でも例外ではなく、特に独り居りの方が亡くなった後は、住む者も管理する者もなく、空き家となり徐々に朽ちてきています。これも大きな問題です。

他地区であろうと、部落内であろうとかかえる課題は同じです。ただ、地区内では、借金等があつて生活が成り立たず、税金を払えない人が、まだまだ多いのも事実です。さらに複合的に、一人親家庭や高齢世帯等のかかえる課題はぜひとも考えていかなければならないと思います。

⑤ 同和対策事業が残したもの

同和事業、地域改善で部落に巨費を投じたと言われていますが、成果はあったのでしょうか？その結果、部落には何が残ったのでしょうか？

毎年の解放文化祭では、子どもたちの発表に、むらがこんなに良くなったと環境改善で道幅が広がったことや「東伯大橋」のことを取り上げますが、環境改善は特に部落に限った施策でもなく、ましてや一番の巨費を投じたと言われる東伯大橋からの道路は、部落内を横断する形で分断し、部落のために…といったものでもなく、けっしてもろ手を挙げて賛成ではなかったと思います。

農用地の基盤整備に至っては、部落の人たちの所有面積では補助事業として成り立たないため、周辺の三保や浦安の人たちの農地を巻き込んでの整備でした。

しかし、その寄せ集めは今ではきちんとした水利組織へと結成しがたく、維持管理や災害への対応に不備を感じます。他の地域では「農地・水」組織が確立しているのです。

部落の仕事保障ということで、縫製工場のサンオーシャンをはじめ、しいたけ乾燥場、精米所、農機具格納庫等々の事業が進められました。

融資に至っては、個人事業資金や住宅新築資金等が借りやすい状況で整備されました。

そして教育の機会均等を大上段に掲げては、同和教育、同和保育、そして教員・保育者の加配、小中学生の学習会、奨学金の交付等々が行われてきました。

同和対策事業を終えた今、どのような成果があがったのでしょうか？

就業を支えようとした事業はその大半が廃業や倒産に、そして住宅に係った資金は、不安定な就業結果がもとで返済が困難になってきています。お金を借りる時は他より有利であったがゆえに、身の丈にあったものでなく、返済計画に無理がきたのです。

差別の解消にと取り組まれたはずなのに、ハード事業の多くは、決して良い効果は得られていません。

ただ、文化センターに町職員の異動あったこと、そして地域の人とかかわってきたことは、プラスの作用が働いたように思います。中には、「左遷をされた！」と憤慨する人もいましたが、結果として本人も含めて内外にその効果はあったと思っています。文化センターを地区だけで占有する考えでなかったことは、地区外の人との輪が広がり、良い方向であったと思います。

⑥ これからの部落解放運動の方向性は？

同和対策事業は終了したのです。いつまでも旧態然とした既得権を誇示し、死守することが運動だとは思いません。人をなじるような暴言や態度、怒りを露わにした行動は、けっして周りに良い印象を与えません。

その怒りは、きちんと理論を構築し、行政にむけた行動でなければならないと思って

います。過去の一連の部落差別の責任は行政にあるのですから。怒りの矛先が違うような気がします。

「同和」という言葉も行政が事業を行うためにつけたもの、被差別部落を劣悪で低位な環境だとして特別扱いをし、補助金をつぎ込んだだけです。そのためには、あるくくりが必要だったのです。それが人であり、ある一定の地域なのです。

部落の中には富裕層の人も居たわけで、全てが貧困で低位な人の集団ではなかったのです。同対事業の変遷を見ても、補助を受ける対象が、属人か？属地か？さらに不透明になってきています。これまで、「不利益なことはすべて差別」としていた解放理論は、今日では通用しなくなりました。

「部落差別解消推進法」は理念法です。物取りと言われたいような、推進法をどう活かすかが、知恵の出どころだと思います。同和減免は半永久的に望むのでしょうか？いつまでも特別扱いが、内外ともに認められるとは思いません。くどいようですが、今、部落問題は複合的にいくつもの要因をはらんでいます。そこに目を向けなければ何ら解決につながりません。

⑦ 差別のレッテルを貼るのか

昨年議会での議論の渦中にある「被差別部落を問う」ということに関して、町は「罪を憎んで人を憎まず」的な発言をしながらも、差別事象として取り上げ、そしてある議員は差別者のレッテルが貼られました。（あえて世間ではとしておきます）

部落差別解消に向けての議論のなかで、「対象地域がどこか？」は必要なことです。

俗に差別意識をもって外部からの部落の問い合わせ行為と同じにとらえているようでは、差別の本質が何なのかという視点からどんどん外れていきます。議事録だけみて、やっぱり差別発言しているのではないかという人にとっては、多分、どこが違うかという素朴な疑問があると思いますが、単に言葉狩りで差別者にははいけません。

今後、町がきちんとした部落差別解消に向けた方針を立てない限りは、議会でこれらの議論はどんどん展開されます。おのずと地域の実態等にも触れて来なければなりません。そのたびに議員一人一人が差別者として挙げられ、レッテルを貼られるのでしょうか。町と議会、そして同盟組織それぞれで物議をかもしますが、いったい何が正しいのでしょうか？（議論が繰り返しの行われているので省略します。）

⑧ 地域に暮らす人の心情もさまざま

同和減免一つとらえても、人の考えはさまざまです。

減免という既得権は離したくない人・差別の代償だから減免は当然と思う人・いずれはなくなる制度だろうけどあるうちは受けたいと思う人・生活が苦しいから減免は残してほしいと思う人・制度が嫌なのでお金は欲しいが減免申請はしないと思っている人・固

定資産は無いから関係ないと思っている人・同和対策事業は自分には全く関係ないと思っている人・なぜ減免があるのか他地区の人から聞かれて答えられず困った人・未だに施しを受けているのかと言われて悔しい思いをした人・うちも生活が苦しいから減免してほしいわと皮肉を言われた人・もういい加減にしてほしいと思っている人・自分は部落出身でないから…と口を濁す人等々。

この地域に暮らす人は、全ての人が同じ意見ではありません。それらをいっしょにして一人一人の考えをまったく無視して、まな板の上に乗せられ、切れない錆びついた包丁で身をえぐられるような思いです。

議会で発言した“差別の最前線において欲しくない”とはこの意味です。

⑨誰もが差別意識を持っていることを自覚すべき

とかく部落問題に触れ、議論することはタブーのような風潮ですが、これまで積み上げてきた成果もあるので、解放のためには次にどのようなことが必要なのか考えるべきです。「差別はいけない」と言いながら、とかく利権が絡んだ時に差別の芽が噴き出すものです。それば被差別部落の人であっても差別者になりうることです。

「差別を受けている痛みがわかるから、自分は絶対差別をしない」と言い切れますか？何が差別なのかわからない、関係ない、部落差別はわかるけど、他のことは理解できないという人は、一人の人間を差別者として烙印を押すほどの資格があるのでしょうか？

誰もが差別意識を持ち合わせていることを自覚し、内なる差別についても考える必要があります。

—あらためて考えてみる—

部落民とは、被差別部落とは、どのような人を言うのでしょうか？

血縁（属人）でしょうか？ 住んでいる処（属地）でしょうか？

なぜこのくくりは作られたのでしょうか？

部落解放運動も転換期をむかえながらも、旧態然とした取り組みです。

私達の運動は、同和対策事業を求めるだけの運動ではなかったはずです。

【部落のこれまでをふりかえって】

私の部落問題とのかかわりは、谷田 彰さんの存在が大きく影響しています。

私の名前は「福本まり子」です。

彰さんにある人を紹介されました。奈良県五條市の福本まり子さんです。

残念ながらご本人ではなく、1冊の単行本「悲濤」というタイトルでした。同姓同名で、被差別部落の生まれで、ここまではいっしょですが、彼女は結婚差別に負けて自らの命を絶ち

ました。私より10歳くらい上でしょうか。ご存命であれば今、後期高齢をむかえている歳だと思います。

彰さんにこの本をいただいて、読み始めましたが途中で投げ出しました。かわいそうにとか悲しいとかの感情ではなく、腹立たしさ、くやしさを最後まで読む気になれなかったのです。でも五條市のご両親を訪ねたときは、何も言えませんでした。一人娘の残した日記をもとにして、彼女のお父さんが書き上げたのが「悲濤」です。

墓前で、亡くなった人に鞭打つ気持ちはありませんが、「私は貴女とは違う、差別に負けない、絶対こんなことがない世の中になる」と声にならない声で話しました。それが私の生きる力、原動力になっています。

彰さんと部落問題について、ああでもない、こうでもない議論を重ねられたことは大変ありがたかったなと思っています。

40数年間、部落問題、解放運動にかかわってきたと思っていますが、今、ここに来て、さまざまな疑問や不信感がわいています。誰か答えをください。

【運動方針の変遷から】

(1) 「不利益は差別である」とする考えはあまりにもこじつけではないか？

1957年の運動方針では…

『…土地がない、仕事がない、結婚ができない、その他、この部落民のみじめな不幸な状態を掘り下げて考えていけば必ず差別に突き当たる。部落において起こる一切の不利益なことは差別として考えなければならない。…』

それに対し、「ハシが転んでも差別か？」といった発言が組織内からも噴出し、大もめにもめたが、可決したとあります。

1965年の運動方針では…

『…部落民大衆の要求は、どんなささいな問題を取りあげても、これを分析しその本質をつきつめていけば、差別と関係のない問題は一つもない。同盟の態度は、このような歴史的、社会的な関係から出てくる部落民の一切の要求を、常に「差別」としてとりあげて闘う。…』

このころには、すでに不利益なことは何でも差別という考えが、組織内に浸透したと思います。

(2) 同和对策特別措置法の特別とは？

同盟は、『部落の貧乏が封建的身分差別の結果であるとするのに対し、一般の貧乏は資本主義的自由競争に敗れたためだ』として、貧乏の差異が非常に協調されました。

特別・差別というキーワードは、公的救済の順位において優位だったのでしょうか？
身分制度の構図は、誰にとっても差別の仕組みのなかに組み込まれたものです。
また、一般の貧乏が資本主義的自由競争に敗れた結果であるとしていますが、被差別部落民も資本主義的自由競争の中で生活し敗れた者は多くいるのです。

ここでいう、一般と特別の線引きに、何らの疑問も持たないできたことを自分自身、情けなく思います。

「差別」という言葉にだけ敏感に反応していたのだと思います。
冷静に考えれば、貧乏の差異は線引きができるものでもなく、特別のくくりでなく複雑に絡み合っているものだと思います。

(3) 雑誌「オール・ロマンス」の小説「特殊部落」の実態は？

オール・ロマンス事件の舞台となった地域は、部落の貧困・低位性を集中的に表現していますが、実は在日朝鮮・韓国人の人たちの生活であったといわれています。
補助を受ける上で、被差別部落は劣悪な環境で暮らすかわいそうな人達だというシュチュエーションが必要だったのだと思います。

私たちが教えられてきたものは何だったのでしょうか。

(4) 同和地区でありながら、同和対策事業から外されたところがある？

〇〇町は同和地区に指定されているが、ここに居住する在日朝鮮・韓国人は属地属人の原則により、同和事業の対象となっていない…。という地区があったようです。
なぜでしょうか。在日朝鮮・韓国人であれ、スラムの住人であれ、一般的な貧困者であれ、生活上の困難なことは、多かれ少なかれ何らかの歴史性・社会性に根差しているのではないのでしょうか？あるときは在日の人たちを利用し、あるときは徹底的に排除する考えとはいったいどういうことでしょうか？

(5) 同和行政が貧困一般と区別して部落に重点的に資源を投下した訳は？

特定の枠をきめて、そこへ重点的施策を行なったほうが投資の総量が少なくてすむ。
「差別の結果」であると称して部落への投資に限っておいた方が安上がりと行政は判断した？特別の地域は「差別があるから…」の一言で事業が実施された。特別扱いされて優先的に進められた意図はどこにあるのでしょうか？

この特別の地域にこだわっている間に、他地域では同様の事業がどんどん進められてきました。部落が特別だから、特別な地区だから…ではないのです。

気が付いた時には、逆に世間から取り残されることになりかねないのでは…？

(6) 教育闘争の戦術はどうだったの？

1959年頃の教育闘争は、最初、憲法や教育基本法を盾に、全員に義務教育の無償化を闘ったが相手にされなかったようです。

そこで交渉では、

1. 差別があるのかないのか！
2. 差別があつていいのか悪いのか！
3. では、どうすればいいか！

部落民は差別によって教育の機会均等や就職の機会均等を奪われてきた。それを保証せずして何が部落解放か！といった解同の朝田理論をさく裂させたのです。

ここでも全体の子どもを保証するにはお金がかかりすぎる。部落の子だけであればお金（財政）が助かる。行政は返す言葉がなかったのではないのでしょうか？

「差別」という印籠をみせれば、誰も反論できない状況だったのでしょう。これが、闘争の裏戦術だったのでしょうか？

同和対策を推し進めているときは、全てに同和が付けられた。被差別部落ではなく、同和地区、そして教育にまで同和教育、同和保育と、補助の対象としての言葉が、社会で定着し、町民の中には「同和の人」という不自然な言い回しまで表れました。

今では、その言葉だけが独り歩きしているように思います。

国策で名前を付けたこと、それで教育が大きく変わったのでしょうか？

(7) 組織内の不正は？不信感がつる

同和対策事業にまつわる利権や腐敗が蔓延した頃があります。

京都や九州、あらゆるところから腐敗の汁が一気に流れ出しました。解同の恥部は組織内ではうやむやにし、オブラートに包みましたが、私はそれをどうしても呑み込めません。鳥取県でも組織内幹部の不正が何度かありました。

下伊勢の中ではどうかというと、過去に、弱者を置き去りにして、新たに別の納税組合の組織ができたこともあります。納期内納付できない人については奨励金も入らないからでしょうか、また、貸付についても受け付けてもらえなかった人もいました。差別がどういうことか一番よく知っているはずの組織が、平気で弱者を切り捨てたのです。今後、信頼に値しない行為が続くと、部落解放運動への不信感も募ります。

本来、解放同盟の同盟員は個人加入です。夫婦であろうと家族であろうと一人一人の意思で入るもので、世帯でもありません。下伊勢では同盟登録する人が少なかったため、むら全体のものとした経緯があります。しかし、今、これだけ混在化してくると同盟員とは？の議論もでてくるのでは…。

「解放運動は外からの差別を糾しつつ、自らをも糾していくこと」を命題としてきました。その検証として、外に向かつての怒りは、糾弾と化した結果、逆に世間の批

判を受けるものになってしまっています。では、自らを糾すことはどうでしょう。組織内部は、個人は？自らが持つ差別性についても検証すべきではないでしょうか？

(8) 水平社宣言、丑松と部落民宣言、カミングアウト？

- ・ 水平社宣言には別の意味もあった？（西光万吉と永六輔の会話の中では……）
- ・ 島崎藤村の「破戒」に出てくる瀬川丑松の生き方の議論は？
- ・ 出自を明らかにする意味は？
- ・ 部落民宣言は、誰のためにしたの？させたの？
- ・ そして今、カミングアウト（被差別部落民であることを）する意味は？

<上記の5つの詳細は省略>

あらためて「部落民とは」「地区とは」いったいなんでしょう？

運動の歴史をたどってみると、属人・属地の概念が揺らいでいます。

同和対策事業は、これらを曖昧にし、都合よく利用したに過ぎないのではと、考えてしまいます。「差別があるから…」の言葉に多くの人が振り回されてきたように思います。

町行政が、同和減免に対して答えを見いだせない理由がわかるような気がします。

同和減免ありきとする考えの人、納得のいく理由を教えてください。